

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2025/02/28

最終更新日 2025/02/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/2/28
国立大学法人名		国立大学法人九州大学
法人の長の氏名		石橋 達朗
問い合わせ先		総務部総務課総務総括係 TEL : 092-802-2123 E-mail : syssomu1@jimu.kyushu-u.ac.jp
URL		https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		令和7年1月23日（木）開催の経営協議会において、全原則の適合状況について意見照会を行い。了承された。
監事による確認		＜いただいたご意見＞ 「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等について所管部 から点検結果の説明を受け公表資料等の閲覧により確認しました。 「第4期中期目標・中期計画」並びに「Kyushu University VISION 2030」の理念、目標等に沿って説明がなされ、本学の現時点でのガバナンス・コードにかかる適合状況等を適切に報告していると認められます。 個別の原則に関する意見は以下のとおりです。 ①原則 2-1-3「ビジョン実現のための執行体制の整備」について 総長を補佐する人材（理事や副学長等）の責任・権限等については、職務権限規則の制定や学内の相談・意識決定フローの明文化等により明確化されてきたことは評価できます。 大学改革が進められる中で、複数の理事に関わる重要案件が並行して動き、運営方針会議の設置によるガバナンス体制の大幅な変更も予定されています。整備された規則やフローをもとに、総長並びに理事等補佐人材、部局長、事務部長等との相談・意思決定が迅速、的確に行われるよう生きた制度として運用することを期待します。 特に、非常勤理事や学外から就任される運営方針委員は、学内情報をタイムリーに得ることが物理的に難しい環境にあります。これらの方々への情報提供、相談の仕方についても一層の配慮、工夫が望まれます。 ②原則4-2「内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表」について 内部統制の仕組みの整備については、職責の変更や報告するリスクの再定義など、ここ数年継続的に見直しが行われてきたことは評価できます。 本学の内部統制システムは、リスク評価、業務適正確保活動、モニタリング等を行い、運用状況や課題を総長に報告し、その結果を次年度の取組みに繋げるというPDCAサイクルで動いています。大学全体で早急な改善が必要な事例も想定されることから、総長への報告を翌年度の早い時期に行うなど確実・的確に運用するよう要請します。 ＜意見への対応＞ ①整備された規則をもとに、限られた時間で相談・意思決定が迅速、的確に行われるよう、生きた制度として運用する努力を行ってまいります。また、非常勤理事、学外の運営方針委員に適切に必要な情報提供等を行うよういたします。 ②リスク評価の結果を次年度の取組、改善に繋げるために、翌年度の早い時期にリスク評価の結果を総長に報告し、本システムを確実・的確に運用いたします。
その他の方法による確認		（該当なし）

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則 の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則 を実施しない理由又は今後の 実施予定等		(該当なし)

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学は、教育・研究・社会貢献などの国立大学法人のミッションを踏まえ、2030年に向けた方向性や方針を示す「Kyushu University VISION 2030」及び6年間の具体的目標・計画である第4期中期目標・中期計画等を策定し、「総合知で社会変革を牽引する大学」を目指す姿として掲げており、その実現のための体制構築及び人材育成取組を実行している。 また、「Kyushu University VISION 2030」や中期目標・中期計画等については、学内関係者及び民間企業や地方自治体などの学外有識者で構成する経営協議会委員との意見交換を踏まえて策定し、これらの情報を本学Webサイトに掲載している。 <Kyushu University VISION 2030> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/president/vision <中期目標等> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	指定国立大学法人構想に係る取組（第4期中期目標・中期計画にも記載）の成果や進捗状況をWebサイトに掲載している。 <指定国立大学法人構想に係る取組の進捗状況> https://dnu.kyushu-u.ac.jp/progress/ また、第4期中期目標期間の4年目及び6年目終了時にはその総括を作成し、公開することとしている。
補充原則 1 - 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮すべく、学則、各種委員会規則、学部及び学府の教員組織の編制等に関する規則において、運営方針会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会や各学部・学府・研究院等組織の役割を明確にした経営及び教学運営の体制を構築している。 <運営組織> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/management/ <役員会・経営協議会・教育研究評議会の構成> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/ <役員等紹介（理事等の主な任務）> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/ <法人文書取扱規則> https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000155.html
補充原則 1 - 3 ⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「職員の総合的な人事方針」を策定し、長期的な視点に立って、本学の教学運営に必要な多様な経歴等を有する人材を計画的に確保・育成しつつ、職種・職位に応じた年齢構成の適正化と、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図っている。 <職員の総合的な人事方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43020/20210218-personnel-policy1.pdf

補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく 行う活動のために必要な支出 額を勘案し、その支出を賄え る収入の見通しを含めた中期 的な財務計画	更新あり	中期的な財務計画については、国立大学法人九州大学の中期計画において、「予算、収支計画及び資金計画」を策定し、公表している。 また、教育研究の費用及び成果等については、財務諸表、事業報告書、決算報告書等及び「業務の実績に関する報告書」等の義務的開示に加え、財務情報や本学の教育、研究、診療及び産学官民連携の活動状況といった非財務情報を掲載した、多様なステークホルダーに対して本学がどのように価値を創造するかを説明するための「統合報告書」を毎年度発行している。さらに、大学や各部局等の教育、研究等の現状（成果）等について、そのデータをとりまとめた「FactBook」を毎年度発行している。 <国立大学法人九州大学の中期計画> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/47417/4thMid-termPlans.pdf <財務諸表、事業報告書、決算報告書等> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/ <業務の実績に関する報告書> https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list <統合報告書> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/ <FactBook> https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/data-info/public/datacollections
補充原則 1－3⑥（4）及び 補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用 状況等）	更新あり	セグメント別（学部・学府・研究院等）の業務費用・業務収益等の情報を公表するとともに、これらの予算執行実績や機器等の保有・老朽化の状況、外部資金比率の状況等に関するデータ分析を通じて学内におけるコストの見える化を推進し、コスト意識の醸成等を図っている。 また、財務情報に加え、本学の教育、研究、診療及び産学官民連携の活動状況といった非財務情報を掲載した事業報告書を財務諸表と合わせて公表するとともに、多様なステークホルダーに対して本学がどのように価値を創造するかを説明するための「統合報告書」を毎年度発行し、九州大学の活動状況等をステークホルダーに向けて分かりやすく発信・公表している。 <財務諸表、事業報告書、決算報告書等> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/ <業務の実績に関する報告書> https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list <統合報告書> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/
補充原則 1－4② 法人経営を担う人材を計 画的に育成するための方針	更新あり	「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、国籍・性別・年齢などの区別なく、多様な分野における経験や有意義な知見を有する人材を法人経営を担う役員（監事を除く。）として登用している。 <法人経営を担う人材の確保と育成方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43021/20210218-personnel-policy2.pdf 本学職員のうち、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者を、総長等を補佐するポストへ登用するとともに、大学経営で求められる能力の養成や国内外の人的ネットワークの構築を目的とした研修プログラムの受講機会の提供を通じて、大学マネジメントの感覚や専門性を磨く機会を増加させるなど、将来の法人経営を担う人材の育成を図っている。 【人材の登用状況】 ・ 理事：8名（うち女性（外部人材）2名） ・ 副学長：10名（うち女性3名、外国人1名） ・ 副理事：12名（うち女性4名、外国人2名） ・ 総長補佐：5名

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	総長は、理事、副学長、副理事等を任命し、主な任務等について分掌させており、加えて、大学経営に係る戦略原案及び事業計画原案の立案等をサポートする総長支援室や、総長が命ずる特定の事項を担当する総長補佐を選任・配置するなど総長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。 将来の法人経営を担う人材の育成については、「職員の総合的な人事方針」及び「法人経営を担う人材の確保と育成方針」に基づき、多様な経歴等を有する人材の計画的な確保・育成を通じて、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンを推進している。また、従前の学内各種委員会の統廃合を進めるとともに、予め総長が定める事項については各種委員会の長である理事が専決することを定める文書取扱規程を整備し、迅速かつ的確な意思決定体制の構築を進めている。 また、総長に集中している責任と権限を理事以下の職位に分散させ、さらなる明確化を図るため「職務権限規則」を制定したところである。 <学則> https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000001.html <理事選考等規則> https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000166.html <副学長選考等規則> https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000167.html <副理事選考等規則> https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000168.html <役員等紹介（理事等の主な任務）> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/ <職員の総合的な人事方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43020/20210218-personnel-policy1.pdf <法人経営を担う人材の確保と育成方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43021/20210218-personnel-policy2.pdf <文書取扱規程> https://www1.g-reiki.net/kyushu-u/reiki_honbun/u437RG00000155.html
補充原則 2 - 2 - 1 ① 運営方針委員の選任方法、選任理由	新規	学内外を問わず、法人運営や財務経営など多様な経営方針を策定し、安定的継続的に経営方針を維持・充実させるとともに、経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を適切に行うことができる学内外の専門性を持つ者を運営方針委員として選任した。 なお、選任理由は以下のとおり。 <運営方針委員の選任理由> 現在、運営方針委員について、文部科学大臣へ承認申請中のため、承認後に本学HPに選任理由を公表する予定。
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		国立大学法人法第11条第3項に定める法人経営に係る重要事項について適時かつ迅速な審議を行い、本学Webサイトに役員会の議事録を公開している。 <役員会の議事録> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/conference/record/yakuin/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るとともに、将来の法人経営を担う人材を確保するため、多様な経歴を持つ者等の採用を積極的に行っている。 また、同方針で「外部人材の登用の観点」を定め、多様な分野における経験や有意義な知見を法人経営に活かすことのできる外部人材を、理事として登用している。 <法人経営を担う人材の確保と育成方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43021/20210218-personnel-policy2.pdf

補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が役割 を果たすための運営方法の工 夫	更新あり	学外委員の選任にあたっては、選考方針を定め、産業界、関係自治体、大学関係者等の多様な関係者から、民間企業経営や地方行政、教育・研究といった様々な専門領域における深い経験と優れた実績を有し、本法人の経営に対して戦略的な助言を行うことができる人材を選任している。 また、本会議の運営に際しては、各回において、本学の将来構想、予算・決算等の本学経営に関する重要事項を議題とするほか、本学の新たな取組や教員の研究活動を紹介し、大学の業務運営についての現状理解を深めることで、多様な専門的知見を持つ学外委員からの助言や意見、本学に期待する社会的役割や取組を把握し法人経営に生かすべく議事運営に努めている。 <学外委員の選考方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42656/selection_policy.pdf <経営協議会議事概要> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/conference
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結 果、選考過程及び選考理由	更新あり	令和2年度に行った総長選考は、令和2年3月19日に本総長選考会議が定めた「次期総長に求められる資質・能力・ミッション、取り組むべき課題」を踏まえ、総長選考会議の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 選考過程において意向投票を行ったが、構成員の意向を確認し、総長選考会議の参考とするために行ったものであり、最終的には候補者の所信表明、ヒアリング等を行った上で総長選考会議において主体的に候補者を選考した。 国立大学法人法等の法令の趣旨に鑑み、次期総長選考に向けて、意向投票によることなく総長選考・監察会議の自らの権限と責任において、より適切に選考が実施できるよう更に検討を進めているところである。 <総長選考> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再 任を可能とする場合の上限設 定の有無		総長の任期は、大学の長としての責任と権限の下に、本学として取り組むべき課題について一貫した改革を可能とするため、国立大学法人法に定める学長の任期の2年以上6年を超えない範囲内において、最長となる6年と定めている。また、総長の任期を6年とすることにより、次期中期目標・中期計画期間の1年半前に新総長が就任することになり、計画の策定段階からリーダーシップを発揮することができる。
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るた めの手続き		「国立大学法人九州大学総長選考等規則」において総長の解任の申し出に係る手続きについて定めている。また本規則は本学Webサイトに公表している。 <国立大学法人九州大学総長選考等規則> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/56722/20240403kisoku.pdf
補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係 る任期途中の評価結果		総長選考会議において定めた「総長の業務の執行状況に関する申合せ」に基づき、総長就任4年目には中間評価を実施することとしており、就任当初に掲げた理念実現に向けて業務が適切に執行されているか、総長などに対するヒアリングを通して、総長就任後3年間の業務執行状況の総合的な評価を行い、その評価結果については、本人に提示して今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、公表することとしている。 <総長の業務執行状況の確認に関する申合せ> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42558/confirmation_of_conduct_of_affairs.pdf
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の 選任方法・選任理由	更新あり	九州大学総長選考・監察会議委員は「九州大学総長選考・監察会議規則」の定めるところにより、学内者からなる委員と学外者からなる委員が同数となるよう選出している。 学外委員は、経営協議会を構成する学外者の中から選出され、経済・行政・大学など、様々な専門領域から、深い経験と優れた実績を有する人材を経営協議会の議を経て選出している。 また、学内委員は、教育研究評議会を構成する現職の理事、副学長、副理事以外の教員から選出され、大学の重要な使命である教育研究を担う学部・大学院等の組織の長等として豊富な知見・経験を有する人材を、キャンパスや学問分野に偏りが生じることがないように、また、部局構成員と教育研究評議会評議員の数にも配慮したうえで、人文社会系から2名、理工系から2名、医系から2名、研究所等から1名を投票により選出している。 <総長選考・監察会議名簿> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/49937/20221018iinmeibo.pdf

原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	令和5年1月24日開催の総長選考・監察会議及び令和5年2月16日開催の教育研究評議会において、大学の管理運営体制の強化に向けて、経営と教学の分離について検討する体制を整えるため、総長選考・監察会議の権限の一つとして、九州大学総長選考・監察会議規則に国立大学法人法第10条に規定する大学総括理事の設置に関する権限を規定することについて審議を行い、この旨を決定した。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本学は、内部統制の仕組みを整備・運用することで適正な法人経営を確保している。なお、内部統制の仕組みについては、国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則に定めており、本規則を本学Webサイトにおいて公表している。 令和4年度に、同規則の改正を行い、報告するリスクについて共通の定義付けを行った上で、報告事項の見直しを行い、リスクに対する防止体制の整備状況、日常的なモニタリングの対応結果、業務適正確保責任者と副責任者との連携・情報共有状況等を明確にすることで、これまでよりも個別・具体的なリスクを認識し、それを未然に防止・回避する仕組みを見直した。それでもなお発生した不適切な事案については、再発防止へ向けて改めて認識し、低減措置や情報共有を行うこととしている。 <国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/436/1/2014kisoku128.pdf 〔規則等概要〕 ・総長から各所掌における業務を委任された理事・病院長は、「業務適正確保責任者」、委任業務に関係する各部局長等は、「業務適正確保副責任者」として、各委任業務について、リスクの評価と対応、業務適正確保活動、モニタリングなど業務適正確保システムを運用し、リスクや課題について必要な措置を講じる。 ・総務担当理事は「業務適正確保統括責任者」として、内部統制システムの運用状況を確認するため、各委任業務に係るリスクやそのリスク低減のために講じた措置の実施結果をそれぞれの業務適正確保責任者から年度ごとに報告を受け、運用状況やその課題等を取り纏め、総長に報告する。
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		国立大学法人法及び学校教育法に定められた公表事項に加え、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する事項について本学Webサイトのほか、X（旧「Twitter」）やFacebook等のソーシャルメディアや「大学ポートレート」などの外部Webサイトも活用しながら積極的に公表している。 <公表事項> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/ <社会連携推進室 公開講座の案内等> https://syarenkei.kyushu-u.ac.jp/ <大学ポートレート> https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学はそれぞれの活動ごとに多様な関係者を有しており、情報の公表を行うに当たり、本学の活動が分かりやすく伝わるよう、適切な対象、内容、方法等を吟味している。公表の方法は主にWebサイトを通じて行っているが、情報の受け手が多様であることを考慮し、大学ポートレートを活用したり、広報誌や各種パンフレット等も活用している。 さらに、地域へのアウトリーチ活動や、自治体や産業界との連携を強化するような取り組みも推進している。 <公表事項> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/ <社会連携推進室：公開講座の案内等> https://syarenkei.kyushu-u.ac.jp/ <大学ポートレート> https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html

補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	各学部・大学院のウェブサイト等にて、教育課程を修了することにより学生がどのような能力を身に付けることができるのか、学位プログラムを単位に教育の目的や学修目標（学問分野別参照基準に基づく）を中核要素とするディプロマポリシーとして掲載し、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーについても公表している。更に、ディプロマポリシー（学修目標）と個々の授業科目の関連を「カリキュラムマップ」により明示するとともに、学部のシラバスにおいては、当該授業科目に関連する学位プログラムの学修目標を明示・公表する取組も行っている。 また、学生の満足度については、令和2年度より、卒業生・修了生を対象として、大学での学びに対する満足度等に関する調査を毎年実施の上公表している。この調査では、在学中の基幹教育及び専攻教育の学修成果や課外活動での学びの成果等について、学生がどのような知識や能力を身に付けることができたと感じているか、本学における教育、学生支援、施設・設備等に対する満足度などについて調査している（令和5年度の卒業・修了生を対象に実施した調査結果については、令和6年度中に公表予定）。 また、令和3年度卒業生・修了生を対象とした、卒業後3年目調査（第一回）を令和6年度に実施予定であり、本調査では、九州大学の教育において身に付けた知識や能力がどの程度役立っているかを調査するとともに、現在の生活や仕事に対する満足度などについて調査することとしている。 各調査結果については、教育・研究の改善に資する分析を実施し、各部局等へフィードバックを行うことで、今後の教育・研究に積極的に活かす予定である。 このほか、各授業科目では授業評価アンケートを実施するなど、教育成果に係る学生の満足度に関連するアンケート調査も実施している。 進路状況については、毎年、主な就職先を学部・大学院のウェブサイトに掲載するだけでなく、新入生の大学案内に進路状況を掲載し、受験生への情報提供も積極的に行っている。 <3つのポリシーとカリキュラムマップ> https://mirai.kyushu-u.ac.jp/curriculum/map-policy/ <シラバス> https://syllabus.kyushu-u.ac.jp/ <卒業・修了生調査> https://mirai.kyushu-u.ac.jp/curriculum/stakeholder/ <進路状況> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/employment/situation/place
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（組織、業務、財務に関する基礎的な情報等） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報（管理者の資質及び能力に関する基準、理事会等病院の意思決定を行う組織の委員名簿、委員の選定理由） https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/regulations2021/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報（医療の安全に関する監査委員会の委員名簿、委員の選定理由） https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/iryou_anzen/ ■国立大学法人法第12条第8項に規定する情報（総長選考の結果等） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection ■国立大学法人法第13条第2項に規定する情報（理事の任命） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/ ■国立大学法人法第13条の2第3項に規定する情報（大学総括理事の任命） 該当なし ■独立行政法人通則法第31条第1項に規定する情報（年度計画） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3 ■独立行政法人通則法第50条の2第2項に規定する情報（役員の報酬等） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/ ■独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する情報（職員の給与等） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/